

## 学位論文等の公表に関する要項

平成 30 年 2 月 14 日  
研究科教務委員会

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、沖縄県立看護大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）に基づき学位論文等の公表について必要な事項を定める。

### (公表の方法)

第 2 条 学位規程第 1 4 条ならびに第 1 5 条に定めるインターネットの利用による公表とは、沖縄県立看護大学のホームページ（以下「本学ホームページ」という。）により公表することをいう。

### (学位論文要旨等の公表)

第 3 条 審査委員会は、博士の学位を授与した日から 1 月以内に、その学位論文の要旨及び論文審査の結果の要旨（以下「学位論文要旨等」という。）を電子ファイルにより本学学務課（以下「学務課」という。）に提出するものとする。  
2 本学は、前項で提出された学位論文要旨等を当該学位を授与した日から 3 月以内に、本学ホームページにて公表するものとする。

### (学位論文の公表)

第 4 条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から 1 月以内に当該学位論文の全文を電子ファイルにより、学務課に提出しなければならない。  
2 本学は、前項で提出された学位論文を当該学位を授与した日から 1 年以内に、本学ホームページにて公表するものとする。  
3 前二項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合で研究科長に認められた場合には、学位論文の全文と併せて当該学位論文の要約を電子ファイルにより、学務課に提出しなければならない。この場合において、本学は当該学位論文の全文に替えて要約を本学ホームページにて公表するものとする。また、本学は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供することができるようにするものとする。  
5 前項に該当する場合において、やむを得ない事由がなくなったときは、すみやかに別表様式により、学務課へ申し出なければならない。その場合において、本学は当該学位論文の全文を本学ホームページにて公表するものとする。

### (やむを得ない事由)

第 5 条 学位規程第 1 5 条第 2 項に定めるやむを得ない事由とは以下のものをいう。

- (1) 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- (2) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から 1 年を超えて生じる場合
- (3) その他相当の事由がある場合

2 前項の事由は、研究科長が相当と認め、学長にその承認を得なければならない。

(学位論文等の公表に関する様式)

第 6 条 学位論文等の公表に関する様式は、別表のとおりとする。

(適宜の処置)

第 7 条 学位論文等の公表に関して、この要項を適用し得ない場合は、研究科委員会の議を経て、適宜の処置をとるものとする。